

監 第 428号  
検 第 190号  
平成18年6月28日

(社)茨城県建設業協会  
会長 岡部 英男 殿

茨城県土木部長



電子入札対象工事の拡大に伴う入札時提出書類の取扱い変更について(通知)

「電子入札対象工事の拡大について」により通知致しましたとおり、平成18年7月3日より、電子入札の対象が予定価格1千万円以上の工事にまで拡大されます。これに伴い、新たに電子入札の入札参加者となられる方の、システム操作等の技術的習得期間を考慮致しまして、電子入札における提出書類の取扱いを下記のとおりといたしますので、御了知いただくとともに、貴会会員の皆様に対する周知等につきまして、特段の御配慮をいただきますよう、よろしくお願い致します。

記

- 1 新たに電子入札対象工事となる予定価格1千万円以上3千万円未満の工事については、当面の間、工事費内訳書の提出を求めない。  
ただし、必要に応じて発注機関より別途提出の指示を受ける場合があるため、入札参加者は入札(見積)価格の積算時に作成した工事費内訳書は適切に保存しておく。
- 2 新たに電子入札対象工事となる予定価格1千万円以上3千万円未満の工事においては、当面の間、「最新の経営事項審査結果通知書の写し」及び「健康保険被保険者証その他3月以上の雇用関係があることを証する資料の写し」について、入札(見積)書提出時の添付を不要とする。  
開札後、発注機関から提出の指示を受けた入札参加者(落札予定者)のみ、提出が必要となる。
- 3 1及び2の取扱いは暫定的なものであり、平成19年度内には電子ファイルでの提出を求める予定である。

4 電子入札において提出する工事費内訳書の様式については、規定のフォーマットを使用する。茨城県のホームページよりダウンロードし、記載例に準じて作成を行う。

なお、任意の様式による工事費内訳書も受け付ける。